

千葉県地域防災力充実・強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自助・共助の取組及び災害対応のデジタル化をより一層促進し、地域防災力の向上を図るため、市町村及び一部事務組合（千葉市を除く。以下「市町村等」という。）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該市町村等に対し補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定める事業分野の範囲内において、地域防災力を充実強化するために市町村等が策定する計画に掲げる事業であり、自助・共助の充実強化を図るため、市町村等が単独若しくは複数で実施する事業及び別表2に定める被災者支援システムの導入等に係る事業とする。

2 前項の補助対象事業のうち、別表1に定める事業分野の補助対象事業については、新たに実施する事業及び令和7年度以前から既の実施している事業のうち更に拡充して行う部分を対象とする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費を控除したものとする。

- (1) 県の消防防災施設強化学業の補助対象事業に係る経費
- (2) 市町村等の職員に係る人件費、旅費及び会議に係る経費等の事務的経費
- (3) 土地取得費
- (4) その他本補助金の制度趣旨に合致しないと認められる経費

4 前3項に定めるもののほか、補助対象事業に関する事項は別に定める。

(事業計画書の提出)

第3条 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、補助金の交付を受けるにあたり、知事が指定する期日までに、前条第1項に定める計画及び「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業計画書」（第1号様式。以下「事業計画書等」という。）を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、補助金の交付を受けるにあたり、知事が指定する期日までに、「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業計画書（被災者支援システムの導入等）」（第8号様式。以下「事業計画書等（被災者支援システムの導入等）」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の決定)

第4条 知事は、別表1に掲げる事業分野について、事業計画書等の内容を審査し、当該年度の補助対象事業を決定したときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業計画審査結果通知書」（第2号様式）により、市町村等の長に通知する。

- 2 知事は、別表2に掲げる事業分野について、事業計画書等（被災者支援システムの導入等）の内容を審査し、当該年度の補助対象事業を決定したときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業計画審査結果通知書（被災者支援システムの導入等）」（第9号様式）により、市町村等の長に通知する。

（交付の申請）

第5条 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が指定する期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）「千葉県地域防災力充実・強化補助金交付申請書」（第3号様式）
- （2）その他知事が必要と認める書類

2 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が指定する期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）「千葉県地域防災力充実・強化補助金交付申請書（被災者支援システムの導入等）」（第10号様式）
- （2）その他知事が必要と認める書類

（補助金の算出方法等）

第6条 補助率及び補助上限額は次の各号のとおりとする。

- （1）補助率
 - （ア）別表1 補助対象経費から特定財源を控除した額の2分の1以内
 - （イ）別表2 別表2のとおり
 - （2）別表1における事業区分が非重点に該当する事業の補助上限額 500万円
 - （3）別表1における事業区分が重点に該当する事業の補助上限額 1,000万円から非重点に該当する事業に係る補助額を控除した額
 - （4）別表2における事業の補助上限額 300万円
- 2 前項に定めるもののほか、補助金の算出方法については、別に定める。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）市町村等の長は、知事が、規則第4条の規定により補助金の交付を決定した事業（以下「補助事業」という。）について、内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （2）市町村等の長は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けること。
- （3）市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第8条 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書」(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(被災者支援システムの導入等)」(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

3 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、前条第3号の規定により知事に報告を行おうとする場合には、「千葉県地域防災力充実・強化補助金遅延報告書」(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

4 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、前条第3号の規定により知事に報告を行おうとする場合には、「千葉県地域防災力充実・強化補助金遅延報告書(被災者支援システムの導入等)」(第12号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに「千葉県地域防災力充実・強化補助金実績報告書」(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに「千葉県地域防災力充実・強化補助金実績報告書(被災者支援システムの導入等)」(第13号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 市町村等の長は、別表1に掲げる事業分野について、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金交付請求書」(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等の長は、別表2に掲げる事業分野について、規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、「千葉県地域防災力充実・強化補助金交付請求書(被災者支援システムの導入等)」(第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、千葉県地域防災力充実・強化補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度の予算に係る補助金に適用する。

別表1

事業分野	補助対象経費	事業区分
1 自助・共助の活性化	(1) 訓練に要する経費	重点
	(2) 研修会に要する経費	重点
	(3) 資機材等の整備に要する経費	重点
	(4) 地域の防災リーダー育成に要する経費	非重点
2 災害対応のデジタル化	地域防災力の充実・強化に資するデジタル技術の導入に要する経費	重点
3 避難環境の強靱化	(1) 非常用電源の整備に要する経費	非重点
	(2) 公衆衛生対策に要する経費	重点
	(3) トイレ環境の整備に要する経費	重点
	(4) 要配慮者への配慮に要する経費	非重点
	(5) 防災行政無線の整備に要する経費	非重点
	(6) 避難所の管理に要する経費	重点
4 要配慮者対策	個別避難計画の作成に向けた各種取組に要する経費	重点
5 その他知事が特別に必要と認めるもの	その他地域防災力の充実・強化のため知事が特別に必要と認める経費	非重点

別表2

事業分野	補助対象経費	補助率
被災者支援システムの導入等	(1) 被災者支援システムに係る住家被害認定調査機能及び応急危険度判定機能の利用料	10/10 (全額)
	(2) (1) 以外の被災者支援システム導入に伴う経費	1/2

備考 補助対象経費の対象範囲等については別に定める。